

随意契約理由

令和5年(2023年)9月20日

契約担当課名	長寿安心課
発注担当課名	長寿安心課
契約名称	豊中市地域包括支援センター事業評価業務
契約内容	豊中市地域包括支援センター事業評価業務一式
契約締結日 及び契約期間	令和5年 9月 20日 令和5年 9月 20日から令和6年3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	一般社団法人 ば・まる
契約金額	720,000円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第115条の46に基づき設置する地域包括支援センターの質の向上のために実施する事業評価業務を、ノウハウや実績等を有する事業者へ委託実施し、評価結果を地域包括支援センターにフィードバックするとともに、公表することで市民サービスの向上を図るものである。そのため、委託事業者選定においては、事業者の企画力、実績等を適切に審査して決定する公募型プロポーザルを実施し、第一優先交渉権者となった一般社団法人ば・まると随意契約を締結するものである。